

【保健医療機関】

当院診療所は保健医療機関の指定を受けています。

管理者 : 佐々木 敏哉

診療従事医師: 長谷 憲

外来診療日・診療時間:月～土 9:00～12:00 火・水 15:00～17:00 月・金 17:00～18:30

休診日:日曜日、祝日、第1・第3土曜日、8月14日・15日、12月30日～1月3日

○施設基準一覧

- ・機能強化加算
- ・時間外対応体制加算1
- ・外来感染対策向上加算
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・別添1の「第9」の1の(2)のアに規定する在宅療養支援診療所
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(I)

○保険外負担に関する事項

- ・後発医薬品(ジェネリック)がある薬で先発医薬品の処方を希望する場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

お知らせ

コープ五日市診療所

患者サポート体制について

当診療所では疾病に関する医学的な質問ならびに生活上の不安等、さまざまな相談をお伺いする窓口を設置しています。ご希望の方は相談窓口(受付)までお申し出ください。また、支援体制として以下の取り組みを実施しています。

1. 相談窓口と各部門が連携して支援しています。
2. カンファレンスを月1回開催し、取り組みの評価を行っています。
3. 相談への対応・報告体制をマニュアル化し、職員に遵守させています。
4. 支援に関する実績を記録しています。
5. 定期的に支援体制の見直しを行っています。

医療安全対策について

当診療所は組織的な医療安全対策を実施し相談および支援が受けられる体制を整えています。ご希望の方は相談窓口(受付)までお申し出ください。

感染防止対策について

当診療所では院内感染防止を目的として以下の取り組みを実施しています。

1. 感染防止対策担当者を配置し、感染防止に係る日常業務を行っています。
2. 最新のエビデンスに基づいた独自の感染防止対策マニュアルを作成し内容を共有しています。
3. 全職員を対象とした院内感染対策研修を実施しています。

屋内および敷地内禁煙のご案内

当診療所は屋内および施設内禁煙(電子タバコも含む)です。タバコをお止めになりたい方は医師にご相談をください。

機能強化加算について

当診療所は「かかりつけ医」機能を有する診療所として機能強化加算を算定しております。

当診療所は地域の他の医療機関と連携し、包括的な診療を担う医療機関となります。

- ①患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。
- ②専門医師又は専門医療機関への紹介を行います。
- ③健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ④保健・福祉サービスに関する相談に応じます。
- ⑤診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。
- ⑥当院は『医療情報ネット(ナビイ)』により医療機能情報提供を行っております。

明細書発行体制等について

当診療所では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されています。その点ご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない場合は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

電子的診療情報連携体制整備加算について

当診療所では、電子的診療情報連携体制整備加算 3 を算定しており、医療 DX 推進体制整備について以下の通り対応を行っています。

- ① オンライン請求を行っています。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③ オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧、または活用できる体制を有しています。
- ④ 算定した診療報酬の区分・項目の名称、およびその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無償で交付しています。
- ⑤ 電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を整備していく予定です。
- ⑥ マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛けを行っております。
- ⑦ 医療 DX 推進の体制に関する事項、および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当院の見やすい場所に掲示、およびホームページに掲載しています。

※公費負担受給者証については、マイナンバー保険証での確認はできませんので、必ず原本をお持ちください。

	初診	再診
電子的診療情報連携体制整備加算	4 点	2 点

地域包括診療について

当診療所は患者に対して下記のような相談をお受けいたします。

- ① 健康相談及び予防接種に係る相談を実施しています。
- ② 介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能です。
- ③ 患者の状態に応じ、28 日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能です。
- ④ 院外処方を行う場合の連携薬局名 ひまわり薬局佐伯店
- ⑤ 敷地内は禁煙です。
- ⑥ 介護保険制度の利用等に関する相談を実施している旨を院内掲示しており、介護認定に係る主治医意見書を作成しています。

時間外対応体制加算について

当診療所では継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、原則として当該診療所において、常時対応できる体制を取っております。診療時間外には診療所の電話を携帯電話に転送します。これにより夜間でも連絡をとることができます。

このような取り組みから、再診時に時間外対応体制加算 1(患者 1 名につき 1 回 7 点)を算定させていただきます。時間外対応体制加算は時間外のクリニックの体制に関する加算であり、再診料を算定するすべての患者が対象です。日中の診療時間中に受診した場合にも算定するものです。

一般名処方加算について

当診療所では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者に必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点などがありましたら職員までご相談ください。

一般名処方とは、薬の商品名ではなく、薬の有効成分を処方せんに記載することです。

なお、令和 6 年 10 月 1 日より患者さまが一般名処方の処方箋から長期収載品(先発医薬品)へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただくことがあります。

生活習慣病管理料について

当診療所では高血圧、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者を対象に、生活習慣病管理料を算定しております。この管理料算定に際し、患者個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」を作成しており、初回のみ署名(サイン)をいただく必要があります。どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。

患者の状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上 of 長期の投薬を行う場合があります。